

安全管理の実態と今後の進め方

飯山・庶務課 厚生係 広瀬重光

I 反省と発想の転換

当署現場職員の休業労働に対するキャリアの平均は25年である。このことは、山は非常に不安全な作業環境にあるということを熟知し、同時にそれに対する体の順応もでき、また、作業面についても技術的に熟練の域に達し、いうならば精通者であることを示しているわけである。

その反面、こうした人達が勘や経験のみを頼る面が多いことから、作業基準あるいは作業心得等を正しく認識し、正しく習慣づけるため繰返えし教育指導に努めてきたところである。にもかかわらず依然災害が発生しているということは、結果として守りの安全管理を重点事項としたために、指導面についても先細りになったことに起因していると、気付いたわけである。

こうした従来の安全管理の実態を分析した結果、守りの安全から積極的に、自分の身体は自分で守らなければならないという自己防衛意識の高揚と充実が、安全衛生の基盤として極めて重要なとの結論に達したわけである。

これを実践するためには

第一に 健康であること。

第二に 労働意欲があること。……人間関係あるいはチームワークの向上に最も大切である。

第三に 規則、基準を守ること。

が重要であり、このことを力説してきたわけである。

このように発想の転換をするとともに、刺激（動機づけ）がなければ活動のマンネリ化となり、安全意識の減退をきたしてしまい、どんな立派な計画であっても安全で能率的な業務の遂行に結びつかない。

要は安全を自分のものとして考えるところに、自發的行動が伴うものであることからして、安全衛生管理計画を立案する直接の担当者として、立案したものには、責任をもたなければならない。

更には十分、安全衛生委員会に反映させ、全職員にこれに対する十分な理解と納得と協力を得なければ、自分のものとして受けいれてはくれない。

また、担当者は特に現場の声に耳を傾けながら、直接自分の目で見なければならぬ。

このことは、事後の立案あるいは発想にも役立ち、時代に即応する手はととなるからである。

余談ではあるが、親が子供の将来のことを考えて叱ると、素直に聞きいれた時代もあったが、時代のすう勢ともいいくべきか、現今の社会では、子供が納得しなければ親に反発する反面、良く説明し納得させねば自発性、自主性をもって行動するようになる。これは大人でも子供でも同じことである、と考えられる。

文明が発達すればするほど、人間の態度や行動を規制する心の教育、人間の安全に対する心構えの教育を重視しなければならないと考える。

安全活動を進めていく場合においても、大多数の人達が共鳴できるものであって、その時代の流れと

ともに、常識感が培われて、その対応が変っていくものである。

このことをマスターした現代的リーダーシップのあり方が重要である。

以上のような観点から従来の指導方法を改めてきたところ、安全作業は他人のためより自分のために先づ考え、各人が自動的に不安全行動を排除して実行するように習慣づけられるようになり、当署における53年度の災害発生は、今まで軽傷1件、これも休業1時間という好成績を得ている。

その具体的事例について発表し、安全活動推進のための一助となれば幸いであると考える。

I 当署における具体的指導方法例

1. 安全衛生管理方針書

従来ややもすると一回は目を通すが、後は「ポイ」といった実態で、あまり活用はされていなかつた。

どこかに欠陥があるとして、安全衛生の文献はもちろん、精神衛生、発想法、(川喜田先生)の著書等を勉強する中で、下記の4点をあげ方針書の立案に反映させた。

- (1) わかりやすく、実りあるものでなければならぬ。
- (2) いつも活用できるようにしなければならない。
(メモ欄を設け懇談会に利用する)
- (3) 個人の研究や安全衛生標語の入選したものを持載した。

(参考意識をもたせるため重要)

- (4) 担当者の職務分担及び職務内容をはっきりさせた。
(職場規律の向上を図るため)

2. 安全衛生管理方針の周知徹底

1.との関連により、従来は全員に配付したのみであり、全職員が通常で安全を進めるに問題があり、職場に定着した安全活動を推進する原動力となる安全担当者(安全推進員以上)全員を招集して、目標達成するための職務に対する認識と、必要な知識の教育を図ってきたところ、組織的活動の展開に力をいれるようにならねばならない。

このことは人間関係あるいは、労働意欲の向上にもつながってきていている。

3. 救急員を通じて事故防止思想の普及

事故防止思想の普及と救急技術の向上にあわせて、若干の医学的知識の研修であるが、これは国有林の実態から特に必要なことである。というのも、当署では各現場に1~2名の救急員を配置しているが、これらの救急員が、毎年研修を受けることにより、お互いに「せっせとくま」して、53年度、蜂さされ61件、切傷7件、打撲10件、その他4件、総計82件を現場で治療あるいは手当して、不休災害としている事実と、それぞれの現場で安全懇談会等を利用して、事故防止の思想を普及することにより相互注意運動が定着してきているからである。

4. 庁内の安全当番制と責任体制の確立

ややもすると安全活動は、現場だけとなりがちであることから、48年度から各係ごと一週間交替で実施し、その状況を安全日誌に記録するとともに、適時安全懇談会を開催してきたところ、「自動車に乗る時はシートベルトを着用しよう」とか、「腰痛予防に鉄棒ぶらさがりをしよう」等の発言から、鉄棒3本を職員で作り、現在冬期間でも20%の利用率である。一方シートベルトも公用車は

100%定着している。

5. 腰痛の予防と治療法

昭和48年腰痛問題がクローズアップしてきた。幸い産業医が整形外科医なので、相談したところ、「ウイリアムズ体操を取り入れたらどうか」という助言を得て、49年度から指導してきたところであるが定着するまで至っていない。

この原因を究明すると、特に時間的あるいは場所を必要とする、という問題点があったわけである。そこで考えたのが、布団の中でも出来ないかということである。

そして51年5月産業医から参考文献を借用し、これで得たのが「肺活量の少ない人は風邪をひきやすい。体操の後で深呼吸する時一杯にすい込むことにより、風邪の予防になったり、肺、心臓、内臓の働きを良くする」というヒントである。

そうした6月の日曜日の朝、見るとともなしに猫のしぐさを見ていたら、大きく口をあけ後足を伸ばし、弓なりに反っている。猫の敏しょう性はこの体操が役立っているのではないかと気づいた。「人間に置きかえた場合どうなるか」、「ウイリアムズ体操をまとめたらどうなるか」等、文献の見直しを始め7月中旬、図-1のとおりまとめた。そこでまず産業医に見ていただき、胃腸・腰痛の名医といわれる東京の貞永医学博士を紹介してもらい、博士に面会した。

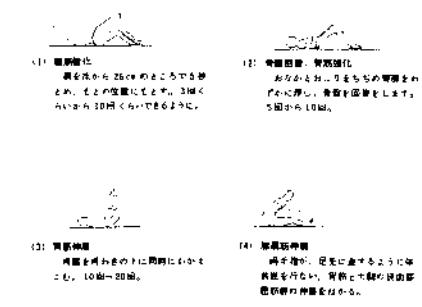
しばらく見ていたが「苦労したね、私の所では背筋伸展体操だけだよ」といいながら、寝台でこの方法を実際にやって見せてくれるとともに、おほめの言葉をいただいた。暮れて52年2月宮林署で発表、52年度の安全衛生管理方針書に掲載し、現在、鉄棒と併用して定着段階にある。

Ⅲ まとめ

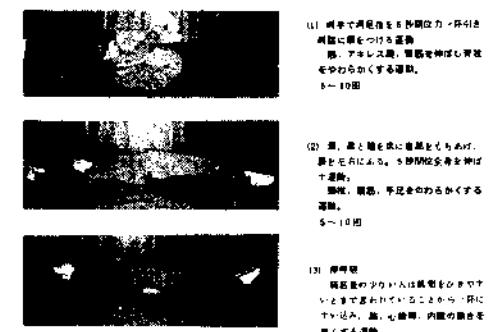
以上いろいろと申し述べたが、厚生担当者としての安全活動を進めていくための必要条件は

1. 先づ自分自身が健康で、しかも仕事に対して意欲的でなければならない。
2. 個々の職員に対して、「安全は自分自身のためのものである」という認識を持たせるとともに、安全活動のマンネリ化を防ぐため、指導者が常に動機づけをし実践できるものでなければならない。
3. 大多数の人が共鳴できる安全活動であり、その活動の内容も、その時代の流れと、ものの価値感によってその対応を

図-1 ウイリアムズ腰痛の予防と治療法



腰痛の予防と治療法



変えていかなければならない。

4. 時代の流れとともに、作業の能率化、合理化、機械化が進むにつれ、予期し得ない、災害あるいは職業疾患の発生も考えられる。

そのためには、日頃からこうした災害の未然防止に細心の注意を払い、働く人達が不安感を抱かない職場にしてこそ、作業能率あるいは労働意欲の向上につながるものと考える。

5. 一つの事をなし遂げるには、年月がかかることを肝に銘じて、取組まなければならぬ。
これが真の安全管理であると思う。

これを先取りした、安全対策と指導に全力を傾注しなければならないと考える。

当面の課題は、腰痛予防と治療法を定着させ、明るい職場環境作りにうちこんでまいりたいと考えている。

以上担当者として、今まで推進してきたことを発表し、皆様の御批判を仰ぎたい。



助　　言

発表された成果をいかに現場に浸透し、定着させるかが今後の大きな課題である。

今後、その方法等について研究を継続し、広く普及を図られたい。

無災害に挑戦したこの一年

大町・小谷担当区事務所 村松剛志
簡井茂夫

はじめに

昭和53年度大町営林署業務方針の柱の一つである労働安全の確保（無災害職場の達成）に向かって、わが小谷担当区全員が一丸となってこの一年間挑戦してきた結果、悔いのない一年にすることができた。これからも災害のない明るい職場作りに精進したいものと願いながら、平凡な日々の連続ではあったが、永遠の目標である無災害に向かって、長い道程の一過程をここに発表したい。

I 結果と反省

過去10か年間の統計をみると、表-1・1のとおり署全体で23件、うち小谷担当区が11件となっておりその比率は48%である。また、育林事業でみる限り16件中11件で69%である。特に昭和52年度は、署全体の発生件数4件が全部当担当区の件数という誠に残念な結果に終始した。これは当担当区だけが地形も条件も劣悪というものではなく、管内他担当区内部も大同小異であることから、昭和53年度業務開始期に何回も安全懇談会を開いて、安全を確保しながら業務を完遂する道はないものだろうかと、安全推進員を中心にみんなの知恵を集め検索を重ねた。その中でまず過去のことを知る必要が生じたので、今までの内容を洗い出してみた結果、表-1・1～2、図-1・1～2のとおりと